

# 第2章

## 全体構想

## 第2章 全体構想

### 1. 将来都市像

都市計画マスタープランの上位計画である第5次総合計画の将来都市像は、以下のよう  
に設定されています。

#### (1) 目指すべき将来都市像

## みんなでつくる 未来へつなげるまち まつばら

本市では、これまで交通利便性の高いまち、安心・安全の推進等、地域特性を活かしたまちづくりに取り組んできました。しかし、人口減少、少子・高齢化が進む中で、人もまちもさらに魅力を向上させ、それを効果的に発信していく必要があります。

そのため、地域資源の有効活用を図り、安心・安全で移動や生活の利便性が高い良好な住環境や、充実した子育て支援等、これまで築いてきた本市の魅力をさらに高め、未来に引き継いでいくまちづくりについて市民との協働を推進し、みんなで行っていくことを目指し、「みんなでつくる 未来へつなげるまち まつばら」を将来都市像とします。

#### 1. 安心・安全で活力を生み出すまちづくり

- 地域資源の有効活用による雇用やにぎわい創出
- 災害に強いまちづくり
- 快適に暮らせる住環境の向上

○松原市の特徴を活かして、まちを活性化していくための整備に関する柱で、市街化調整区域やため池などを地域資源として有効活用し、企業誘致による雇用やにぎわいの創出から移住・定住の促進につなげるなど、活力を生み出すまちづくりを推進します。

○市民生活の安全を確保するため道路等の基盤整備をはじめ、住宅の耐震化、消防体制の充実等、地震や水害等の災害に強いまちとしての整備を図ります。

○汚水整備の未普及地区の解消、空家対策や環境保全の取組等を含めて、快適に暮らせる住環境の向上を図ります。

これらの取組を重点的に進めながら、産業振興や生活利便性の向上、市民生活の安全確保を図ることで安心・安全で活力を生み出すまちづくりを行います。

## 2. 人を育て、人が輝くまちづくり

- 子育てしやすい環境づくり
- 自ら学び、自ら考える、生きる力の育成
- 市民の主体的な健康づくりの支援
- たがいに支え合える地域づくり

○松原市のこれからを担う人づくりに関する柱で、幼児教育の充実や生きる力を育むため、小中一貫教育をはじめとする様々な取組の検討、国際感覚を育む海外交流等、魅力ある教育を展開します。加えて学校施設の長寿命化等、適切な維持管理やインターナショナルセーフスクール等の取組により、児童・生徒が安心して学ぶことができる魅力ある学校園づくりを、保護者・地域と連携して進めます。

○生涯にわたって健やかに暮らすことができるよう、主体的な健康づくりの支援や生活習慣病予防等、身体の健康づくり、高齢者の居場所づくり等による心の健康づくりを進め、健康寿命の延伸につなげるとともに、引き続き、救急医療を含めた医療体制の確保に努めます。

○高齢者福祉施策、障害者福祉施策などの充実とともに、地域における見守りや支え合いを推進していくため、担い手の育成や認知症施策の取組、障害者の就労支援等、性別や年齢、障害の有無等に関わらずたがいに支え合うことができるまちづくりを目指します。

これらの取組を重点的に進めながら、子育てしやすい環境づくりや一人ひとりが大切にされる共生社会の形成等により、未来を担う人を育て、人が輝くまちづくりを行います。

## 3. 魅力を発信し、市民と共に進めるまちづくり

- まちの魅力づくりと効果的な発信
- セーフコミュニティ活動の推進
- 地域コミュニティの活性化

○まちの魅力を広く市内外に発信し、活用していくしくみづくりに関する柱で、「行ってみたい」「住んでみたい」「暮らし続けたい」と感じるまちとなるよう、地方創生による移住・定住促進や観光・文化・芸術・スポーツ等の魅力の磨き上げや掘り起こし、効果的に発信していく取組を推進します。

○台湾台北市文山区やオーストラリア等、海外との交流を深め、国際交流の機会を増やすことで、国際社会に対応する青少年の育成を進めるまちとしての魅力の向上・発信を進めていきます。

○セーフコミュニティ活動の推進や地域防災力を向上することで安心・安全なまちのしくみづくりを進めるとともに、地域の組織力の強化や、活動の拠点づくり等、地域コミュニティの活性化を図ることで、地域のつながりをより強いものとしていきます。

これらの取組を重点的に進めながら、日本一活気あふれるまちを目指して、松原市の魅力を発信し、市民と共に進めるまちづくりを行います。

## (2) 都市づくりの目標

### 1) 都市づくりの基本的な考え方

本市では、昭和 60（1985）年をピークに人口は減少し、また、平成 27（2015）年で年少人口は 12.1%、高齢者人口は 28.6%と人口減少・高齢化が進行しています。

こうしたなか、都市の活力を維持していくためには、都市機能等の維持・確保をはじめ、地域経済の安定した発展、安全で快適な生活環境の確保、松原市固有の歴史・文化、自然の保全などが必要です。

このため、第5次総合計画における将来都市像を踏まえ、以下に示す都市づくりの目標の実現を目指し、市民と行政が協働で、安心・安全で持続可能な都市づくりに取り組んでいくものとします。

### みんなでつくる 未来へつなげるまち まつばら

魅力と活力にあふれる生活に便利な都市づくり

計画的な基盤整備による快適で安心・安全な都市づくり

多様な魅力が生きる環境にやさしい持続可能な都市づくり

### 2) 都市づくりの目標

#### ① 魅力と活力にあふれる生活に便利な都市づくり

○幹線道路沿道やため池などの地域資源を活用した産業施設の立地誘導など、都市の魅力や活力を高める土地利用を図ることで、雇用やにぎわいの創出につなげる都市づくりを目指します。

○鉄道駅周辺における商業、業務、福祉等の都市機能の確保や居住の誘導など、暮らしに便利な都市づくりを目指します。

#### ② 計画的な基盤整備による快適で安心・安全な都市づくり

○生活道路やバス交通の確保など、安全で快適な移動環境が整った都市づくりを目指します。

○空家対策の推進等による住環境の維持・向上など、誰もが住みたい、住み続けたいと思える都市づくりを目指します。

○市民の生命・財産をみんなで守る防災・防犯対策の推進など、市民の安心・安全を確保する災害に強い都市づくりを目指します。

#### ③ 多様な魅力が生きる環境にやさしい持続可能な都市づくり

○温室効果ガスの抑制や市民の地球温暖化防止の意識向上など、環境への負荷の少ない都市づくりを目指します。

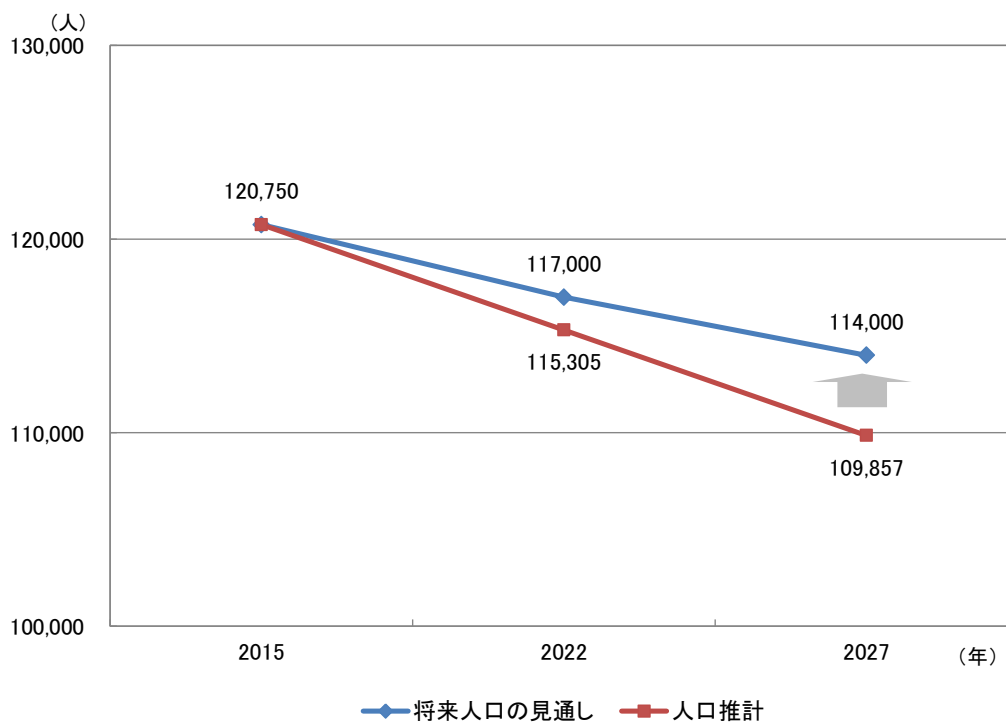
○竹内街道等の歴史資源の保全・活用や大和川等の自然環境の保全など、個性と魅力のある都市づくりを目指します。

### (3) 将来人口の見通し

将来人口の見通しについては、市の最上位計画である「第5次総合計画」に基づくものとします。

- 第5次総合計画の将来人口の見通しについて、「人口減少傾向が将来も続くと仮定した人口推計」(人口推計)の結果では、令和8(2026)年で111,023人、「合計特殊出生率の向上と転入・転出による社会減の抑制を仮定した将来人口シミュレーション」(将来人口の見通し)の結果では、令和8(2026)年で114,000人の人口規模となる見通しです。
- 都市計画マスタープランにおける目標年度である令和9(2027)年度の“人口推計”は、109,857人と予測され、“将来人口の見通し”は、114,000人の人口規模となる見通しです。
- 長期的には人口減少が見込まれているものの、これまで築いてきた本市の魅力をさらに高めるとともに、定住・移住を促進するなど、市民と協働で未来へつなげる都市づくりに取り組むことにより、若年層をはじめとするあらゆる世代の社会動態の改善を図ります。

将来人口の見通し



## (4) 将来都市構造

### 1) 基本的考え方

「将来都市構造」は、「都市づくりの目標」を達成するために、目指すべき都市構造について示したものです。

都市計画マスタープランでは、「拠点」、「軸」を設定し、拠点における都市機能の確保と軸を活かした持続発展可能な都市づくりを目指します。

### 2) 将来都市構造の形成方針

#### ①中心拠点

- 河内松原駅周辺は、「中心拠点」として、高次の商業、業務、文化、福祉施設などの都市機能の確保を図ります。

#### ②地域生活拠点

- 河内天美駅、布忍駅、高見ノ里駅周辺は、「地域生活拠点」として、生活サービス施設などの都市機能の確保を図ります。

#### ③広域交流拠点

- 広幅員道路の結節点周辺は、「広域交流拠点」として、広域から多くの人々が交流する拠点として高次の商業機能等の誘導を図ります。

#### ④広域連携軸

- 阪神高速松原線・大和川線、西名阪自動車道、近畿自動車道及び阪和自動車道は、「広域連携軸」として、京阪神間をはじめとした交流連携機能や物流効率の向上を図ります。

#### ⑤地域連携軸

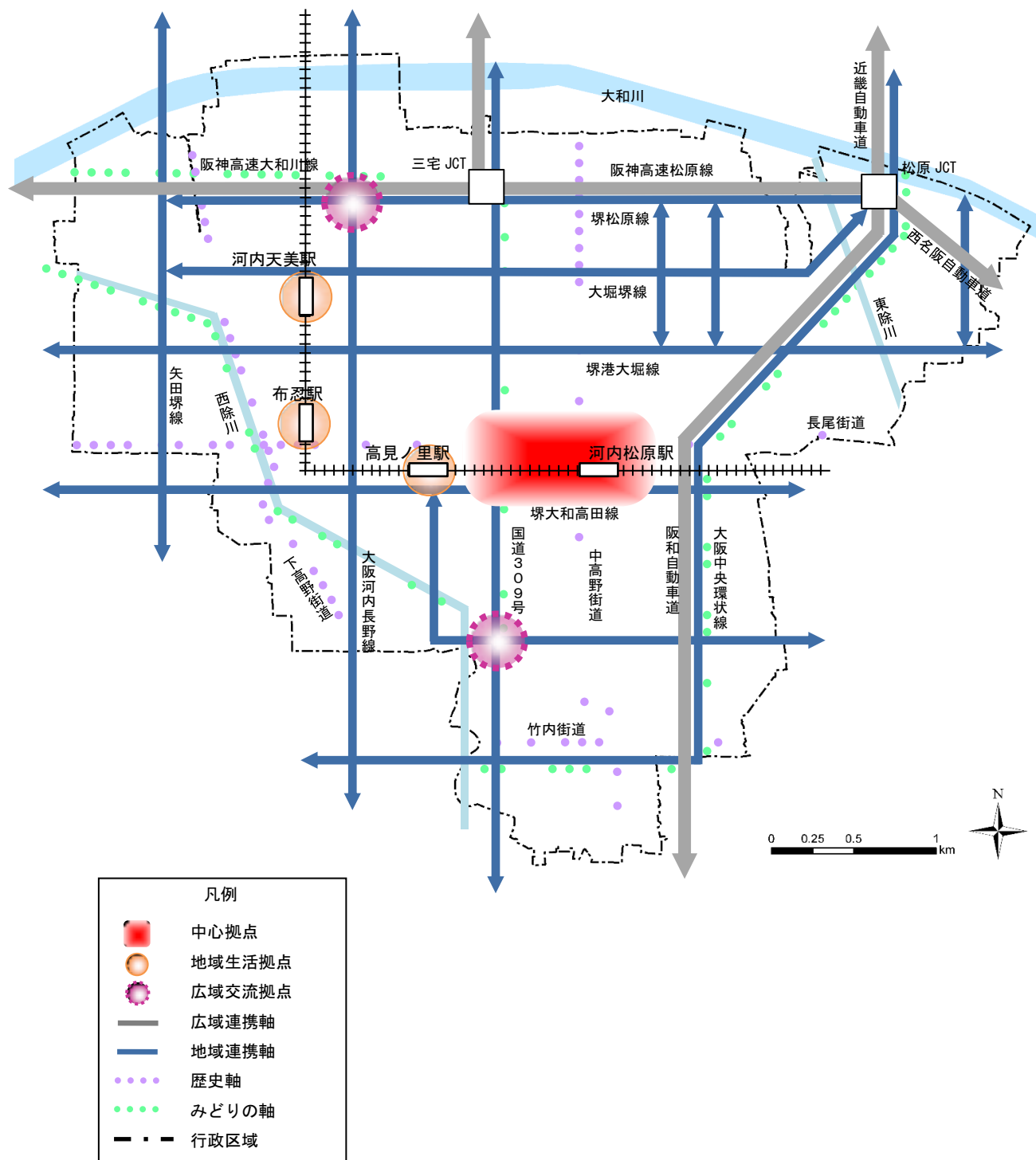
- 国道 309 号、大阪中央環状線、大阪河内長野線、矢田堺線、堺松原線、大堀堺線、堺港大堀線及び堺大和高田線等は、「地域連携軸」として、地域間並びに都市内の円滑な交通を確保します。

#### ⑥歴史軸

- 竹内街道等の歴史街道は、「歴史軸」として、歴史を感じられる景観形成を図ります。

#### ⑦みどりの軸

- 阪神高速大和川線、国道 309 号及び大阪中央環状線やそれら沿線、西除川沿いは、「みどりの軸」として、みどりの維持・創出を図ります。



将来都市構造図

## 2.都市づくりの方針

### (1)土地利用の方針

#### 1) 基本的考え方

##### ①市街化区域

- ・ 鉄道駅周辺における商業、業務、福祉等の都市機能の確保や居住の誘導を促進するとともに、幹線道路沿道等の活用を推進します。
- ・ 用途地域については、見直しを含め適切な運用を図るとともに、地域特性に応じた秩序ある土地利用を誘導するため、その他の地域地区や地区計画等の活用を図ります。

##### ②市街化調整区域

- ・ 幹線道路沿道等の未利用地の活用により、商業業務施設、工場、物流施設等の産業系施設等を計画的に誘導し、あわせて市街化区域への編入を推進します。特に広幅員道路の結節点周辺では、利便性の高い交通条件を活用し、計画的に大規模集客施設等の立地を誘導します。

#### 2) 方針

##### ①産業系施設等の誘導

- ・ 国道309号、大阪中央環状線、堺松原線、大堀堺線及び堺港大堀線沿道等の市街化調整区域は「産業施設誘導地区」とし、地区計画等の活用とあわせて、商業業務施設、工場、物流施設等を計画的に誘導します。
- ・ 広幅員道路の結節点周辺は「大規模集客施設誘導地区」とし、市民生活の利便性向上やにぎわいの創出のため、大規模集客施設等の立地を図り、新たな生活拠点の形成を誘導します。
- ・ 幹線道路沿道等の市街化調整区域は、市街化の検討を図る「土地利用調整地区」とし、地区計画等の活用とあわせて、産業系施設や大規模集客施設等を計画的に誘導します。
- ・ 堺松原線沿道の三宅地区では、広域交通網への高いアクセス性を活かした大型物流施設や工場等を計画的に誘導します。
- ・ 国道309号及び新堂南線の結節点に位置する新堂地区では、地域のにぎわいを創出する交流・コミュニティ拠点として大型商業施設等を誘導します。
- ・ 都市計画施設である河合地区の市場、と畜場については、廃止に向けた見直しを行い、土地所有者である大阪府とともに跡地利用の検討を進めます。

##### ②住宅系土地利用の誘導

- ・ 低層住宅を中心とする住宅地は、「低層住宅専用地区」として、ゆとりある良好な住環境の維持・向上を図ります。
- ・ 鉄道駅周辺等で共同住宅等が立地する住宅地や教育施設を中心とする地区は、「中高層住宅専用地区」として、良好な住環境の維持・向上や中高層住宅を主体とした住宅の立地を促進します。



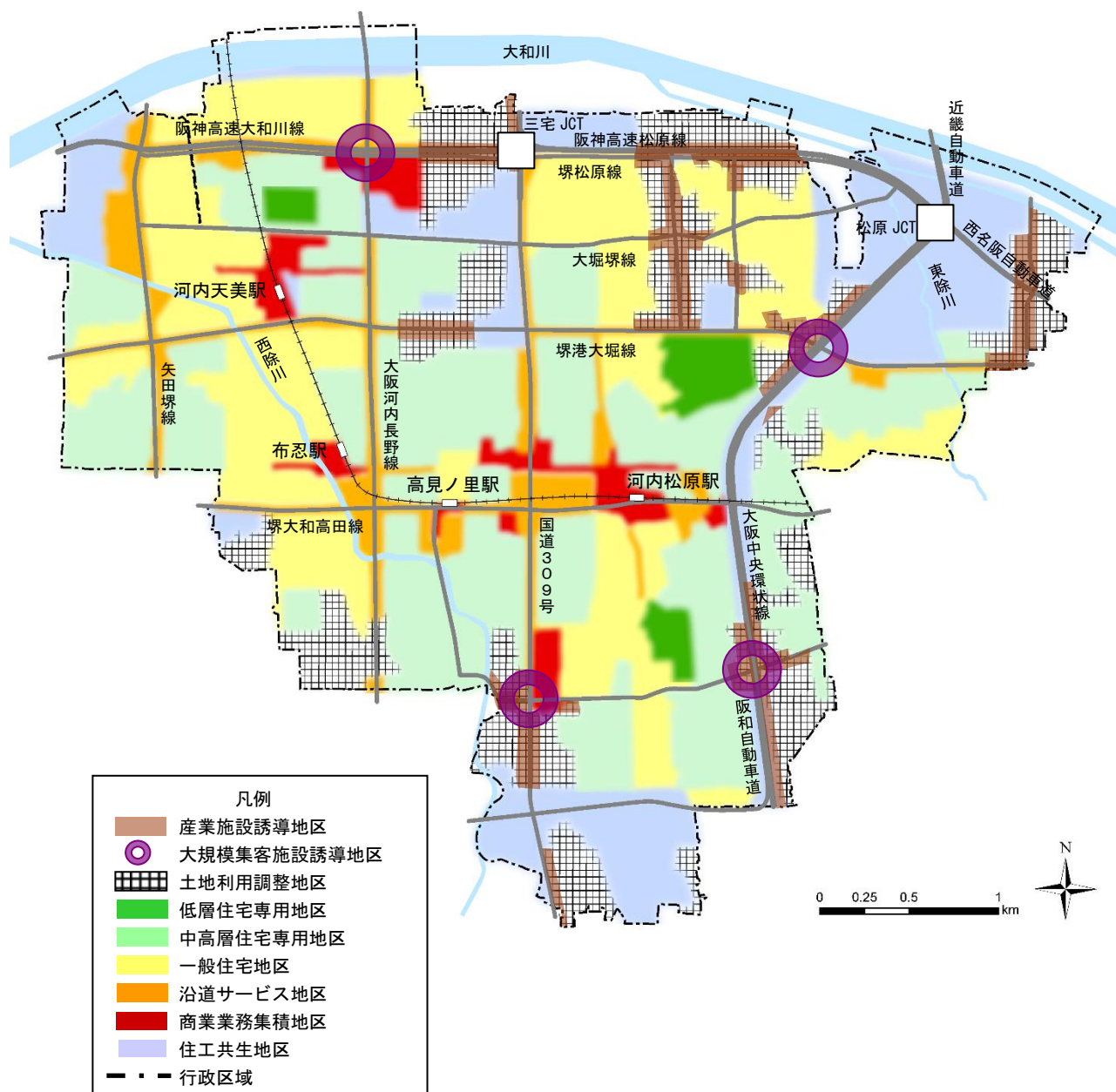
- ・店舗や事務所等も立地する住宅地は、「一般住宅地区」として、生活道路を改善するなど住環境の向上に努めます。

### ③商業系土地利用の誘導

- ・国道309号、大阪河内長野線、矢田堺線、堺松原線、堺港大堀線、堺大和高田線の幹線道路沿道等は、「沿道サービス地区」として、周辺の住環境に配慮しつつ沿道サービス施設等の立地を誘導します。
- ・鉄道駅周辺の店舗、事務所等が集積する地区は、「商業業務集積地区」とし、市や地域の玄関口にふさわしい商業、業務、福祉などの都市機能の確保や土地の高度利用を促進するとともに、中・高密度な土地利用を図ります。また、市役所周辺の公共公益施設の集積する区域は、行政サービス施設等の利便性の向上に努めます。

### ④工業系土地利用の誘導

- ・市北部や南部及び大阪中央環状線沿道等の軽工業地については、「住工共生地区」とし、住環境と操業環境の調和に配慮しつつ、職住が近接する土地利用を図ります。



土地利用の方針図

## (2) 市街地・住宅地・空家の方針

### 1) 基本的考え方

- ・ 鉄道駅周辺では、商業、業務、福祉等の都市機能の確保や居住の誘導を促進し、便利に暮らせる持続可能な都市づくりを目指します。
- ・ 道路等の整備や住宅密集地の更新、良質な開発の計画的な誘導により、安全で活力のある市街地の形成を図ります。
- ・ 市街化調整区域等における未利用地の有効活用により、企業誘致を推進し、まちの魅力や活力の更なる向上に取り組めます。
- ・ 空家対策については、適切な管理の普及啓発、利活用の促進、特定空家等に対する措置等に取り組めます。

### 2) 市街地の方針

#### ①駅前商業地等の活性化

- ・ 中心拠点である河内松原駅周辺では、「ゆめニティまつばら」をはじめとした商業、業務、文化、福祉施設などの都市機能の確保や居住の誘導を促進します。
- ・ 河内天美駅、高見ノ里駅、布忍駅周辺は地域生活拠点として、生活サービス施設などの都市機能の確保や居住の誘導を促進します。
- ・ 鉄道駅周辺では、「松原市商店街等活性化プラン」に基づき、商店街等と地域住民が連携し、空き店舗などの地域課題の解決に向け、活性化に取り組めます。また、河内天美駅西側では、商店街の取組とともに、防災性向上につながる道路拡幅等の基盤整備に取り組めます。

#### ②移動しやすい環境の確保

- ・ 「松原市新バリアフリー基本構想」に基づき、鉄道駅周辺において誰もが安心して移動できるよう、公共施設等のバリアフリー化に取り組めます。
- ・ 多くの人々が利用する民間建築物や公共公益施設を安全かつ容易に使用できるよう、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、施設のバリアフリー化を促進します。

#### ③活力のある市街地の形成

- ・ 居住・産業等の機能が整った活力ある市街地を形成するため、身近な自然、農地に配慮しながら、良質な開発を誘導します。

#### ④市街化調整区域等における未利用地の有効活用

- ・ 市街化調整区域等の幹線道路沿道やため池等における未利用地の有効活用のため、地域との協働による計画的な土地利用を図り、市街化調整区域については市街化区域への編入を推進します。
- ・ 高速道路高架下等を有効に活用し、地域のにぎわいの創出等に努めます。

#### ⑤企業誘致の推進

- ・ 市内企業の流出防止や産業の活性化及び新たな雇用創出を図るため、松原市企業立地促進制度の周知等により、企業や大規模集客施設の誘致を推進します。

### 3) 住宅地の方針

#### ①安全で快適な住環境の形成

- ・ 災害に強い安全な住環境を確保するため、道路等の基盤整備を行うとともに、住宅密集地の更新に努めます。
- ・ 住まいの安全を図るため、建物の不燃化を促進し、住宅の耐震診断、耐震改修及び除却を支援します。
- ・ 誰もが暮らしやすい住環境を形成するため、ユニバーサルデザインの考え方を基本とした円滑な移動の確保に取り組むとともに、既存住宅地の更新に努めます。

#### ②住宅地の誘導

- ・ 都心への交通利便性を活かした住宅地の誘導に努めます。

#### ③市営住宅の適切な維持管理

- ・ 市営住宅の長寿命化を図るため、計画的な整備や効率的な維持管理・修繕等に取り組めます。
- ・ 子育て世帯をはじめとした入居促進に取り組めます。
- ・ 市営住宅の更新においては、バリアフリー化を推進します。

### 4) 空家の方針

#### ①空家対策の推進

- ・ 「松原市空家等対策計画」に基づき、分野横断的に対応できる実施体制のもと、空家等対策の総合的かつ計画的な実施に取り組めます。
- ・ 管理不十分な空家等が増加しないよう、空家等の所有者等に対し、適切な管理の普及啓発に取り組めます。
- ・ 空家の利活用を促進するため、流通促進や除却等の支援策の充実を図ります。
- ・ 周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼしている特定空家等については、助言又は指導、勧告、命令等の法に基づく措置を講じます。
- ・ 長屋や共同住宅の一部に居住が見られる空家については、現在の法に基づく措置の対象外となるため、大阪府等と情報共有を図りながら、対策に取り組めます。



住宅地

### (3) 防災・防犯の方針

#### 1) 基本的考え方

- ・ 災害に強い道路ネットワークの形成及び狭あい道路の改善等の防災基盤の充実や自然災害対策の取組により、災害に強い都市づくりを推進します。
- ・ 救助・救援対策の取組等により、様々な災害における的確かつ迅速な対応を図ります。
- ・ 地域防災ネットワークプロジェクト訓練等を通じ、市民の防災意識の高揚を図るとともに、地域における自主防災組織の拡充や活動支援など、自助・共助・公助の連携による防災・減災対策を推進します。
- ・ 犯罪などを防止するため、地域のコミュニティ活動や防犯設備の充実などにより、地域の安全性確保に取り組めます。

#### 2) 防災の方針

##### ①地域防災計画の継続的な見直し

- ・ 国の防災基本計画や大阪府地域防災計画に基づき、今後も地域住民の意見を踏まえ地域防災計画の見直しを行います。

##### ②防災基盤の充実

- ・ 災害に強い都市づくりを推進するため、道路等の基盤整備をはじめ、住宅等の耐震化、不燃化を促進するとともに、住宅密集地の更新に努めます。
- ・ 避難所等に安心して避難できる道路整備を推進するとともに、ブロック塀の撤去・新設を支援します。
- ・ 指定避難所、福祉避難所における施設の充実に努めます。

##### ③地震・火災対策

- ・ 昭和56年5月31日以前に建築された要件を満たす建築物については、耐震診断、耐震改修及び除却を支援します。
- ・ 建築物の火災延焼を防止・遅延するため、防火・準防火地域の指定により、耐火・準耐火建築物等への建替を促進します。
- ・ 地域防災ネットワークプロジェクト訓練、火災予防運動イベント、自主防災組織の防災訓練、出前講座等を通じて、市民の防火・防災意識の高揚を図ります。
- ・ 消防力の強化を図るため、消防職員及び消防団員の消火・救助技術の向上、消防水利、車両、機械、施設の計画的な整備はもとより、大阪市と指令業務の共同運用に向けた準備を進めます。
- ・ 防火対象物への立入検査と是正指導を強化するとともに、消防関係機関と連携し、火災予防の普及啓発に取り組めます。
- ・ 住宅火災の防止を図るため、住宅用火災警報器の維持管理の啓発に取り組めます。

##### ④洪水対策

- ・ 浸水不安の解消を図るため、雨水管や雨水取込施設の整備、既存水路の有効活用を進めるとともに、ため池の適切な維持管理を促進します。
- ・ 浸水が想定される区域については、ハザードマップ等を作成し、その周知徹底を

図ります。

- ・大規模な開発に際し、雨水流出抑制の実施を促進します。

#### ⑤災害応急対策

- ・災害発生時の情報伝達手段を確保するため、防災行政無線機器等の適切な維持管理に努めるとともに、伝達手段の多様化に取り組めます。
- ・円滑な災害応急対応を図るため、適切な避難情報を発令できる体制の整備を推進します。

#### ⑥災害救助・救援対策

- ・松原市地域防災計画に基づき、応急対策及び復旧対策が迅速かつ円滑に行われるよう、自治体間で結ばれている災害相互応援協定のほか、事業所等との協定締結を推進します。
- ・救命率の向上を図るため、AED（自動体外式除細動器）設置の促進とともに、設置場所の周知に取り組めます。
- ・消防署と連携し、救命講習や救急講習を継続して実施します。
- ・地域防災ネットワークプロジェクト訓練における小学生を対象とした救急講習や、中学生を対象とした救命講習を実施し、救急車が到着するまでの間に適切な応急手当ができる人材を育成します。
- ・救急車の適切な利用を促すため、救急安心センターおおさかや救急支援アプリの利用について、周知に取り組めます。

#### ⑦地域防災活動の充実

- ・初動期の災害対応に効果の高い地域防災活動を充実するため、「自分たちの命は自分たちで守る」という意識の徹底とともに、自主防災組織の拡充及び防災士資格取得の支援に取り組めます。

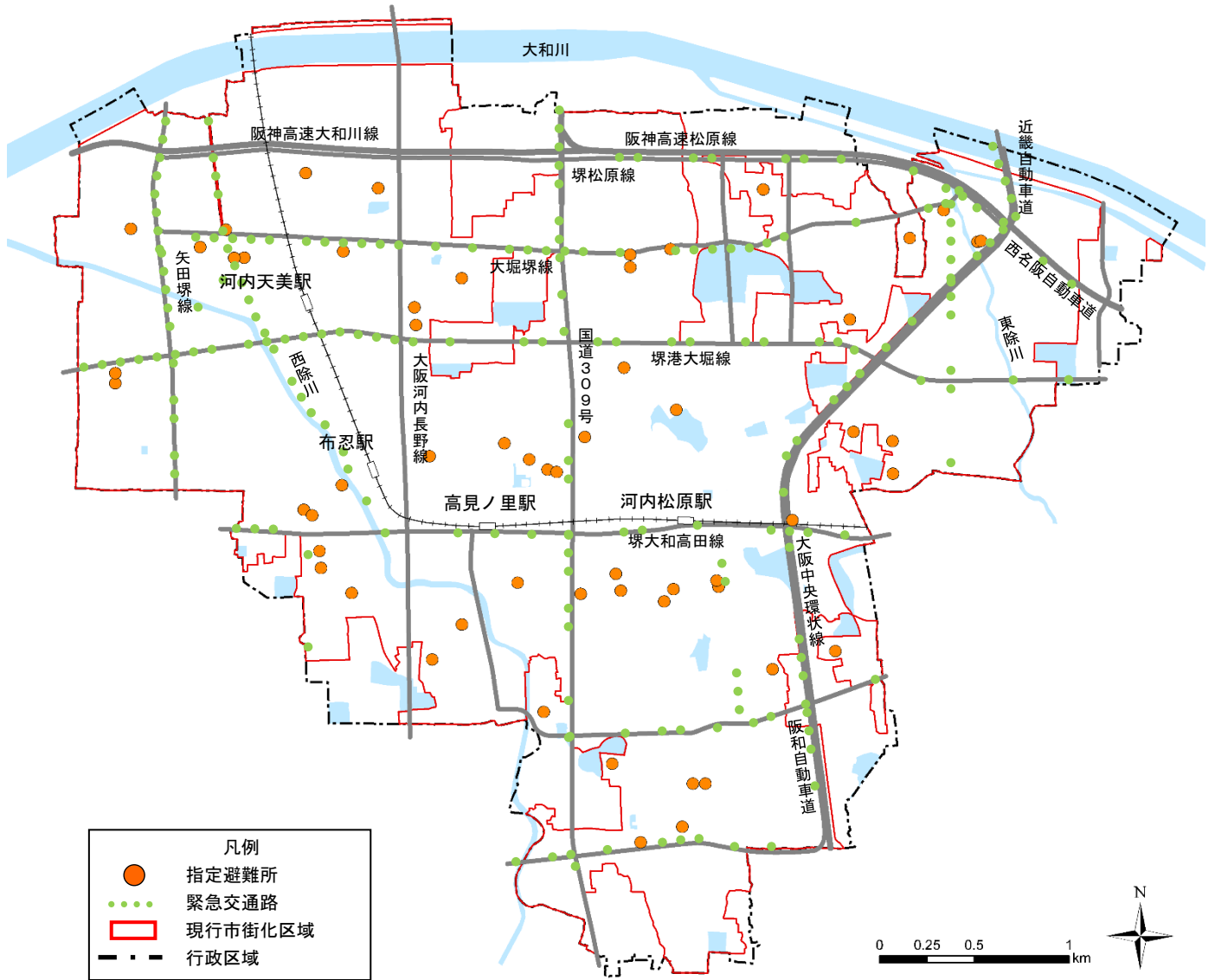
### 3) 防犯の方針

#### ①地域の安全性確保

- ・防犯を推進するため、町会連合会や防犯協議会をはじめ、各種関係団体等との協働のもと、セーフコミュニティ活動として、地域の安全性確保に取り組めます。

#### ②防犯設備の充実

- ・犯罪を防止するため、町会等の防犯カメラの設置・維持管理の支援を行うとともに、防犯灯のLED化を促進します。
- ・高齢者を対象とした自動通話録音装置の無償貸与により、悪質な電話勧誘による犯罪行為の抑止に取り組めます。



防災の方針図

## (4) 道路・交通の方針

### 1) 基本的考え方

- ・ 市内幹線道路の整備により、拠点等へのアクセス強化や災害に強い道路ネットワークの形成を推進します。
- ・ 都市計画道路等の整備や狭あい道路の改善等により、道路交通の円滑な処理を図り、安全で快適な生活道路の整備を進めます。
- ・ 市民の移動手段の確保とともに、市内公共施設循環バス（ぐるりん号）の利便性の向上等、公共交通の維持改善に向けた取組みを進めます。

### 2) 方針

#### ①都市計画道路等の整備

- ・ 市内外の円滑な交通を確保するため、大阪河内長野線、堺港大堀線等の整備を促進するとともに、若林小川線、別所西線、松原駅松ヶ丘線等の整備を推進します。
- ・ 地域の円滑な交通確保や防災性の向上のため、三宅東地区や若林地区等における新設道路の他、道路拡幅等に取り組めます。
- ・ 我堂一津屋線や河内松原駅南側の上田丹南線等については、道路幅員が狭い区間の拡幅等の検討を進めます。
- ・ 新設道路における歩道整備を進めるとともに、通学路の安全確保を継続的に推進します。

#### ②都市計画道路の見直し

- ・ 事業未着手の都市計画道路については、必要に応じて見直しを検討します。

#### ③鉄道駅周辺等における道路のバリアフリー化

- ・ 「松原市新バリアフリー基本構想」や道路状況を踏まえ、鉄道駅周辺等における道路のバリアフリー化を推進します。

#### ④道路・橋梁の適切な維持管理

- ・ 道路・橋梁の適切な維持管理に取り組むことにより、施設の長寿命化を図ります。
- ・ 愛着の持てる道路づくりを進めるため、アドプト制度の周知を行い、その活用を推進します。

#### ⑤生活道路の整備

- ・ 安心・安全な生活道路を確保するため、水路の暗渠化等により、狭あい道路の改善等に取り組めます。
- ・ 西大塚7号線については、踏切拡幅や踏切前後の歩道設置等に取り組めます。

#### ⑥歩行空間の確保

- ・ 安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道整備や駐輪場の利用促進、放置自転車対策等を進めます。

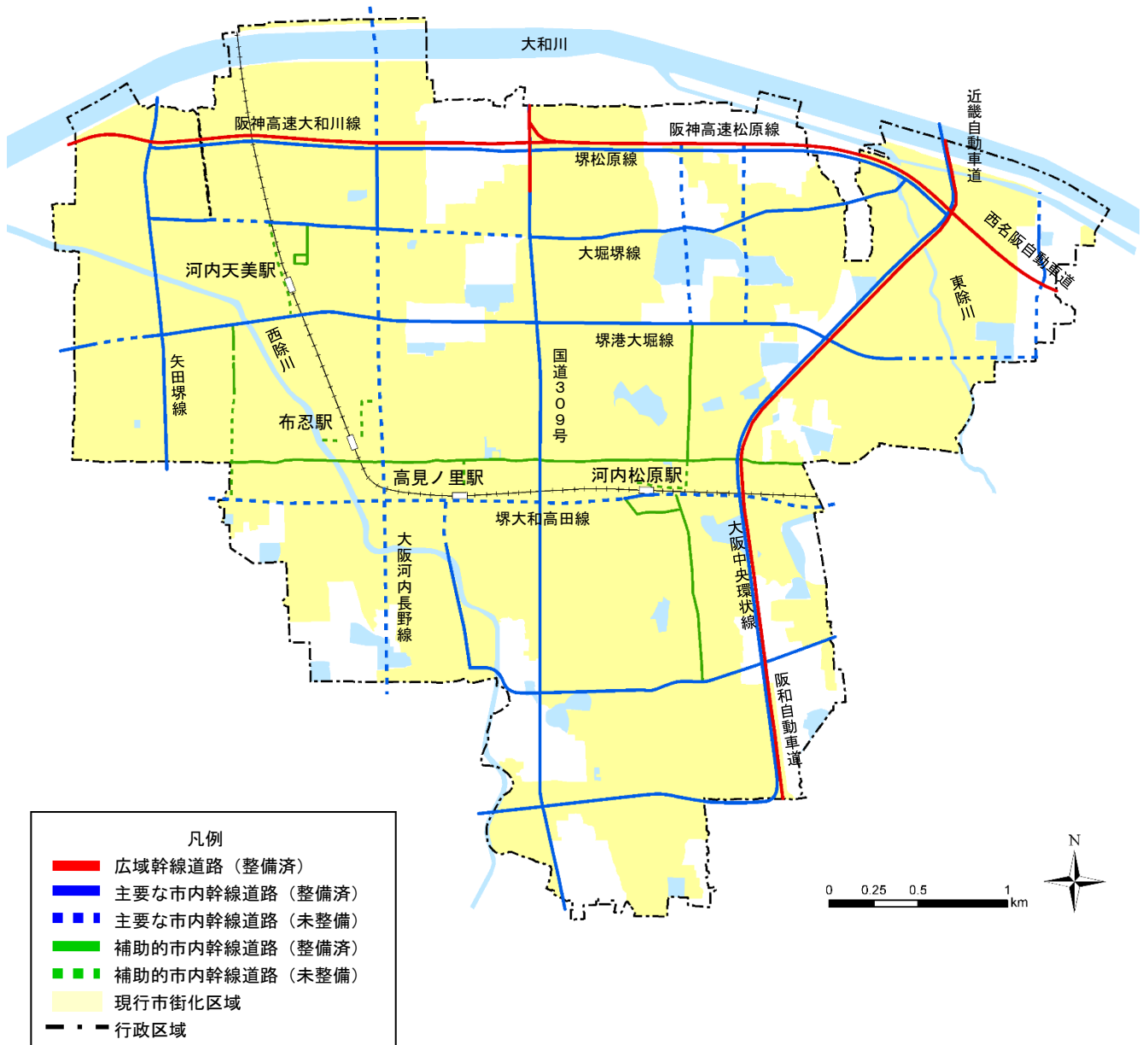
#### ⑦安全で快適な自転車通行の確保

- ・ 大和川沿いの南河内サイクルラインの整備を促進します。

- 「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（自転車条例）」に基づき、歩行者と自転車の安全確保を図るため、自転車交通量が多い道路区間などにおいて、車道における自転車通行部分の明示・誘導を促進します。
- 自転車通行の安全性を確保するため、警察と連携した交通安全教室などを通じてマナーの向上啓発に取り組めます。

⑧公共交通の確保

- 公共交通を維持・確保するためには、安定した利用者数の確保が必要となることから、高見ノ里駅のバリアフリー化をはじめ、利用環境の改善を促進します。
- 市内公共施設循環バス（ぐるりん号）については、利用者の利便性向上が図れるよう、適切な運行に取り組めます。



道路の方針図



## (5) 公園・緑地の方針

### 1) 基本的考え方

- ・都市公園やスポーツ・レクリエーション施設の充実とともに、市民協働により適切に維持管理された緑の空間の確保に取り組むなど、健康で心安らぐ都市づくりを推進します。
- ・公共施設や民有地など市街地全体で緑地の確保や緑化の推進に努めます。

### 2) 方針

#### ①緑の基本計画の見直し

- ・緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める緑の基本計画の見直しを行います。

#### ②都市公園の充実

- ・天美北第一公園の整備を推進するとともに、大泉緑地の整備を促進します。
- ・トイレの洋式化に取り組みます。

#### ③都市公園等の適切な維持管理

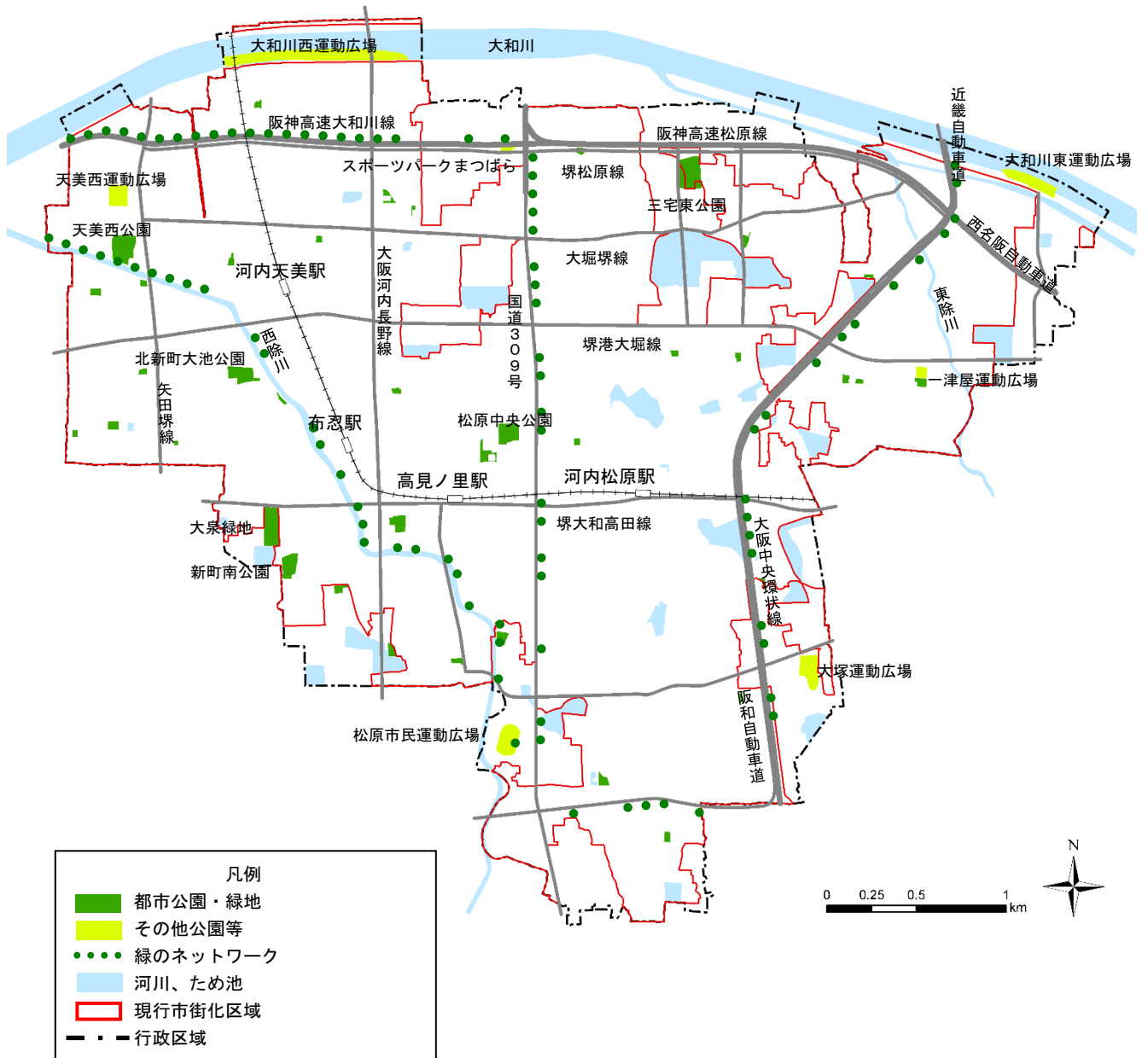
- ・公園利用者の安全確保やライフサイクルコストの縮減を図るため、都市公園の長寿命化に向けた維持管理を推進するとともに、更新とあわせて、バリアフリー化に取り組みます。
- ・児童遊園については、利用状況に応じた計画的な維持管理に取り組みます。
- ・町会や学校等の協力のもと、協働による公園等の維持管理を推進します。

#### ④スポーツ・レクリエーション施設の充実

- ・市民の健康を増進するため、若林地区における新たな施設整備に取り組むとともに、大塚運動広場及び野外活動広場の再整備の検討を進めます。
- ・トイレの洋式化に取り組みます。

#### ⑤緑化の推進

- ・緑豊かなまちなみを形成するため、市民、事業所等の協力のもと、接道緑化及び敷地周辺の緑化を推進します。
- ・松原市緑花協会やグリーンサポーター（ボランティア）などと連携し、まちの緑化や緑の維持管理に取り組みます。
- ・ヒートアイランド現象の緩和や教育環境の保全などの取組みを進めるため、学校運動場の芝生やゴーヤ等による「緑のカーテン」の維持管理に取り組みます。
- ・大阪府の「建築物の敷地における緑化を促進する制度」に基づき、一定規模の建築物敷地における緑地の確保を促進します。
- ・市民緑地認定制度を活用し、地域住民が利用できる緑地確保に取り組みます。
- ・「みどりの風促進区域」に指定されている国道309号、阪神高速大和川線、大阪中央環状線及びそれら沿道においては、緑の創出やヒートアイランド現象の緩和などを図るため、道路などの公共空間と沿道民有地の一体的な緑化を促進します。
- ・「みどりの風促進区域」のうち、国道309号沿道については、緑化等を条件に、建ぺい率又は容積率を緩和する地区計画により、緑化を促進します。



公園・緑地の方針図

## (6) 上下水道の方針

### 1) 基本的考え方

- 計画的・効率的な上下水道施設の整備や維持管理を行い、市民の快適で健康な暮らしを確保するとともに、浸水被害の軽減等を図り、災害に対する安全性の向上に努めます。

### 2) 方針

#### ①上水道の整備と適切な維持管理

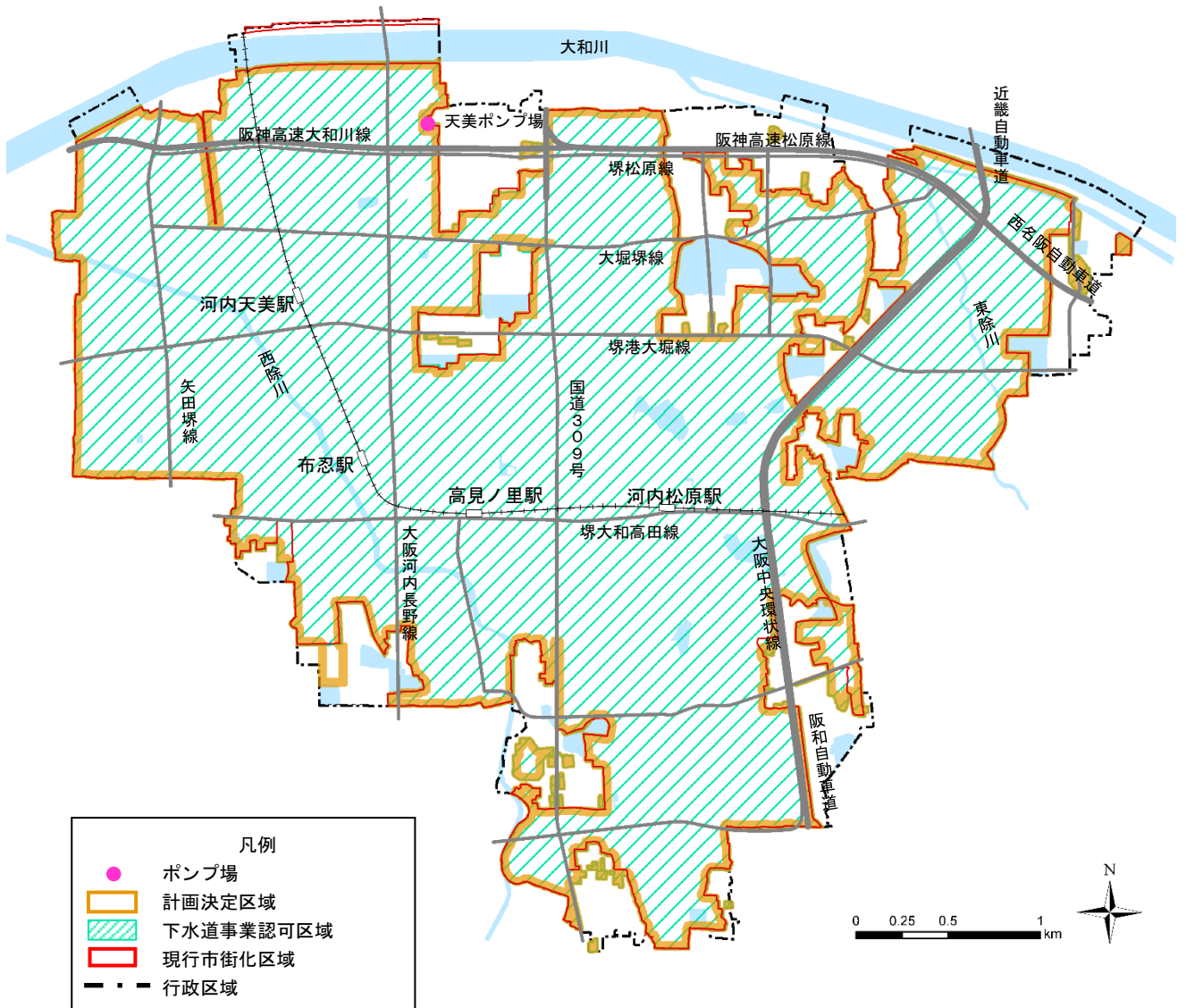
- 市民生活にとって重要なライフラインであることを踏まえ、持続的に安全で良質な水の安定供給を図るため、老朽施設の継続的な更新とあわせて耐震化に取り組むなど、上水道施設の適切な維持管理に努めます。

#### ②下水道の整備と適切な維持管理

- 公共用水域の水質のより一層の改善や浸水被害の軽減を図るため、「大阪湾流域別下水道整備総合計画」に基づき、下水道の普及を推進するとともに、ストックマネジメント計画を策定し、計画的に下水道施設の修繕・改築を行います。
- 下水道施設の定期的な点検や清掃等により、適切な維持管理に努めます。
- 浸水不安の解消を図るため、雨水管や雨水取込施設の整備、既存水路の有効活用を推進します。
- 若林および阿保地区における浸水不安の解消を図ります。
- 公共下水道への接続、水洗化を促進します。

#### ③河川の美化

- 河川環境の向上を図るため、地域住民と協力し、大和川・石川クリーン作戦やアドプト制度等を通じた美化活動に取り組みます。



下水道の方針図

## (7) その他公共施設の方針

### 1) 基本的考え方

- ・ 施設の予防保全による長寿命化やバリアフリー化、既存施設の有効活用などにより、公共施設の再整備と利用促進を目指します。
- ・ 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画により、計画的な施設管理に取り組めます。

### 2) 方針

#### ①教育施設の整備

- ・ 避難所としての機能も有する学校については、トイレの洋式化に取り組むとともに、バリアフリー化等の検討を行います。
- ・ 学校の安全性を確保するため、施設の計画的な改修や適切な維持管理とともに、ブロック塀の撤去に取り組めます。
- ・ 老朽化している就学前教育保育施設については、幼保連携型認定こども園に整備統合していきます。

#### ②その他公共施設の充実

- ・ 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等により、施設の利用状況や更新費用等を踏まえ、計画的な施設管理に取り組めます。
- ・ 既存の地域子育て支援拠点施設の充実に取り組めます。
- ・ 健康・学び・交流づくりの場であるまつばらテラス（輝）において、市民のニーズや各世代に応じた生涯学習講座の開催などにより、利用を促進します。
- ・ 高齢者や障害者をはじめ、全ての市民の交流活動を推進するため、ふれあい交流の拠点である総合福祉会館の利用を促進します。



まつばらテラス（輝）

## (8) 環境保全の方針

### 1) 基本的考え方

- ・ 温室効果ガスの抑制やヒートアイランド現象の緩和、公害防止の取組などにより、環境負荷の少ない都市づくりを推進します。
- ・ 市民や事業所等の連携による美化活動を推進し、地域とともに生活環境の保全に努めます。

### 2) 方針

#### ①低炭素社会の実現

- ・ 温室効果ガスを抑制するため、「地球温暖化対策の推進に関する松原市実行計画」に基づき、市の事務・事業における省エネルギー・省資源、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入等の取組を継続的に推進します。
- ・ 市民の地球温暖化防止の意識向上を図るため、再生可能エネルギーの普及拡大やエコドライブの周知啓発に取組むとともに、公共交通機関や自転車利用等を促進します。

#### ②ヒートアイランド対策

- ・ ヒートアイランド現象を緩和するため、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」を踏まえ、「みどりの風促進区域」によるクールスポットの形成や民有地、公共施設の緑化とともに、校庭の芝生の維持管理に取組みます。

#### ③ごみの分別化・減量化、資源の有効利用

- ・ 家庭や事業所から出るごみの分別化・減量化とともに、リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の取組を継続的に促進します。
- ・ リサイクルを促進するため、不用品情報板の設置箇所の拡大や申請手続きの簡素化、広報紙等による啓発に努めます。
- ・ プラスチックごみの削減のため、マイバックやマイボトルの利用等について、周知啓発活動を実施します。
- ・ 集団回収制度については、参加団体の加入を促進します。

#### ④ごみ処理等の対策

- ・ 大阪広域環境施設組合において、可燃ごみの継続的・安定的な共同処理を行うとともに、各市との連携により、ごみの減量化施策の立案に取組みます。
- ・ 衛生的な市民生活を確保するため、市内でくみ取られたし尿及び浄化槽汚泥の処理を適切に行います。
- ・ 大規模災害時における廃棄物処理体制の構築に取組みます。

#### ⑤公害防止の推進

- ・ 大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等を防止するため、立入検査や行政測定により、工場・事業場に対する監視・指導を継続的に実施します。
- ・ 良好な大気環境の確保のため、大気監視局における常時監視及びダイオキシン類など有害大気の定期測定により、大気環境の把握に努めます。
- ・ 大和川・石川クリーン作戦等のイベントを通じて、生活排水対策の周知啓発を行う

とともに、定期的に河川水質の測定を行います。

- ・ 浄化槽における法定検査の受検率向上のため、法に基づく維持管理の指導に取り組めます。

#### ⑥美化活動の推進

- ・ ごみのポイ捨てを抑制するため、苦情が多い場所を中心に、パトロールの実施や看板の設置を行うとともに、ポイ捨て禁止の啓発を推進します。
- ・ 市民による自発的美化活動の機会づくりとして、町会等や市民団体、事業所との協働により、市内全域の清掃を実施します。
- ・ 市民の協力も得ながら、不法投棄の監視体制を強化します。



市民による清掃活動

## (9) 地域環境・景観の方針

### 1) 基本的考え方

- ・ 大和川などの自然環境の保全や竹内街道などの歴史資源を活用した観光地域づくりの推進により、個性と魅力ある地域環境の形成を図ります。
- ・ 良好な景観の形成を図るため、河川景観や歴史景観、道路景観づくりを促進するとともに、地域特性に応じた個性豊かなまちなみ景観の形成に努めます。

### 2) 地域環境の方針

#### ①自然環境の保全

- ・ 「遊べる大和川」「生きものにやさしい大和川」を目標に、大和川・石川クリーン作戦等のイベントを通じた啓発活動により、自然環境保全の意識向上と生物の生育・生息空間の確保に取り組めます。
- ・ 保全すべきため池については、適切な維持管理を促進します。
- ・ 農地は生産機能の他、洪水時の保水機能や多様な生物の生息の場など、都市の貴重な緑として様々な機能を有していることから、都市的土地利用との調和を図りつつ、優良農地の保全や遊休農地の再生・活用を促進します。
- ・ 生産緑地は、市街地内における緑地機能や防災空間機能等、多様な機能を有し、良好な都市環境の形成に資することから、都市農地として、保全・活用を図ります。

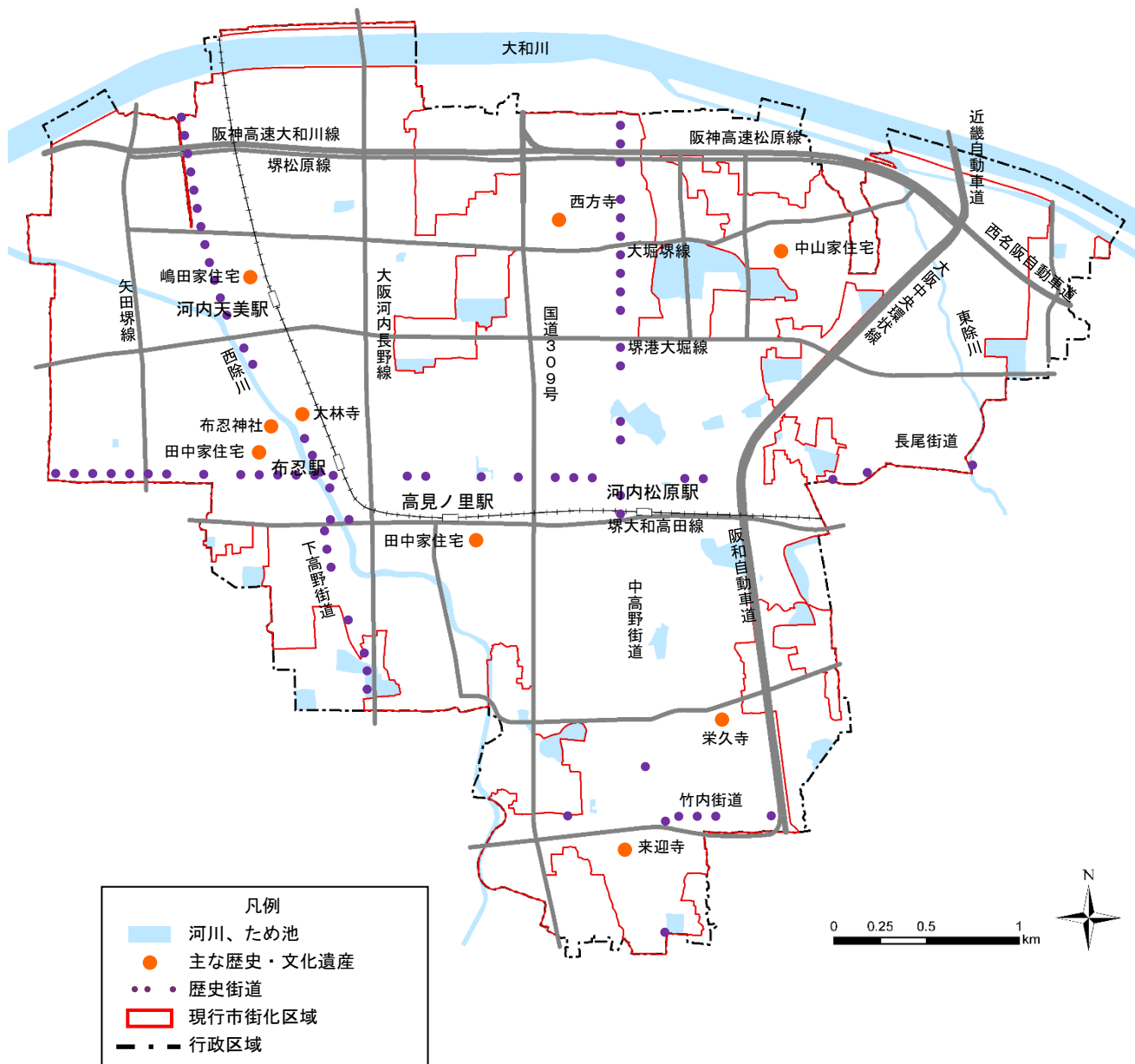
#### ②文化財等の保護と活用

- ・ 地域の歴史、伝統や文化に対する理解を深め、市民文化の向上と発展を図るため、文化財調査を継続的に実施し、重要なものについては市指定文化財への指定を進めます。
- ・ 中山家住宅などの国登録文化財、指定文化財及び神社寺院等の歴史・文化遺産や竹内街道等の歴史街道に残る道標等から市民が松原の歴史・文化を再認識するとともに、松原らしさを次世代に継承していくため、まちの文化を知り、触れる「歴史・文化のまちあるき」を支援します。

#### ③観光地域づくりの推進

- ・ 観光地域づくりを推進するため、松原市観光協会や関係機関等と協働により、神社寺院、史跡や日本遺産竹内街道をはじめとする歴史街道等の観光魅力を掘り起こします。
- ・ 地域資源の活用を図るため、「大阪ミュージアム」に登録されている「開運松原六社参り」とともに、史跡、歴史街道に関する情報発信を強化します。
- ・ 国内外からの幅広い誘客を図るため、世界文化遺産「百舌鳥・古市古墳群」や日本遺産「竹内街道・横大路(大道)」を有する周辺自治体と連携し、観光ルートづくり、観光客の誘致活動の展開や多言語に対応した取組等を推進します。





地域環境の方針図

### 3) 景観の方針

#### ①まちなみ景観の形成

- ・ 市域のまちなみにおいては、地区計画などの活用により、地域特性に応じた景観づくりを促進します。

#### ②歴史景観の形成

- ・ 大阪府景観計画の「歴史的街道区域」においては、道標などの歴史的資源を活かし、街道としてのつながりを意識した景観づくりを推進します。

#### ③河川景観の形成

- ・ 大阪府景観計画の「大和川沿岸区域」においては、生駒、金剛山系や大和川の眺望に配慮し、水と緑が一体となった景観づくりを促進します。

#### ④道路景観の形成

- ・ 大阪府景観計画の「大阪中央環状線等沿道区域」においては、緑の連続性が感じられる沿道景観づくりを促進します。

#### ⑤違法な屋外広告物の規制

- ・ 都市の美化促進を図るため、電柱所有企業に対する貼紙防止シート等の設置要請を行うとともに、松原市内不法屋外広告物除却等対策協議会において、不法屋外広告物の除却等に取り組めます。



竹内街道



景観の方針図

